



# STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ2010推進ニュース

## －介護ウェーブの“Big Wave”をおこそう！－

新方針を具体化し、参院選で介護問題を国民的な争点に押し上げ、制度の抜本改善を必ず実現させよう

### 11月を目処に介護保険法改定に向けた意見のとりまとめを行う方針 厚労省「社会保障審議会介護保険部会」（第25回）が開催（2010年5月31日）



介護保険法の見直しに向けて、介護保険制度に関する課題及び対応方策等について検討することを目的に社会保障審議会の下に設置された「介護保険部会」（部会長：神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授・山崎泰彦氏）が約2年ぶりに開催され、各委員から介護保険制度に関する現状認識や課題等について意見が出されました。

宮島老健局長は冒頭の挨拶で、第5期（2012～2014年度）に向けて、持続可能な介護保険制度の構築の必要性を強調し、介護保険法改定に向けた法案を次期通常国会に提出したい考えを示しました。

厚労省老健局の大澤総務課長は、議論の基本的な論点として、地域包括ケアの実現のためのサービス体系のあり方として、「①地域の中での介護サービスの提供（在宅支援の強化、施設の多機能化）」「②医療と介護の連携体制の強化（在宅療養の強化、訪問看護の体制確保）」「③高齢者の住まいにおける介護サービスの充実、施設の居住環境の向上」「④認知症を有する者に対するサービスの確保」、持続可能な介護保険制度の構築として、「①保険料上昇に対する財政的な措置」「②介護職員待遇改善交付金」「③介護拠点の緊急整備」を示しました。

次回（6月21日）は、地域包括ケア研究会がまとめた「地域包括ケア研究会報告書」の座長を務めた田中滋氏（慶應大学教授）から報告書の内容の説明を受ける予定で、論点に沿った審議は、次回以降からしていくことが説明されました。今後、介護保険部会は1～2ヶ月に1回のテンポで開催され、11月を目処に介護保険法改定に向けた意見のとりまとめを行う方針です。



### 「介護給付費は調整交付金とは別枠にして25%の交付をすること」等の意見が出される

各委員からは、「市長会で、介護給付費は調整交付金とは別枠にして自治体に25%を交付することや、低所得者対策は国で行うこと等を要望してきた（全国市長会介護保険対策特別委員会委員長・稻城市長・石川良一氏）」、「介護保険制度が始まってから10年間で家族の暮らしや介護も変わってきた。介護殺人・心中が後を絶たずどうしたらなくなるのか。暮らしの中に介護があり、介護に休みはない（認知症の人と家族の会副代表理事・勝田登志子氏）」、「介護職員が誇りをもって働き続けられるために、年収を全産業平均約450万円、時給を1,800円の水準に引き上げることが必要（UIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン会長・河原四朗氏）」、「介護保険給付費の国と地方の負担割合の変更を（全国知事会参考人・青木氏）」、「ケアマネジャー資格を国家資格にし、大学教育での位置づけを（日本介護支援専門員協会会長・木村隆二氏）」、「ボランティアによるサポートも必要であるが、介護保険法第一条『必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う』とあるように、福祉・医療・介護は、公的な制度として行っていく

ことが必要。介護保険制度は給付抑制の適正化の中で、特に認定制度は利用者から不安と不満を抱かせた。財源論が先行するとだめであり、今まで走りながら制度を考えてきたが、これからは検証しながら安心できるシステムにしていくことが必要（全国老人クラブ連合会理事・事務局長・斎藤英樹氏）」、「介護保険制度を持続可能するために、施設等の居住費食費は給付対象外としたのに、補足給付は介護保険財源となっている。本来、生活保護行政から行うべき。情報公表制度は、平成16年5月の介護保険部会の中で資料が出された。しかし審議された形跡がなく導入がされた。HPの利用は利用者ではなくほとんどがケアマネジャーである。医療の情報公表制度は手数料がかからない。制度の在り方を検討することが必要（日本医師会常任理事・三上裕司氏）」等、この間の介護保険制度の問題や今後の課題などについて多くの意見が出されました。



### 介護保険部会を運営する立場にある3氏が今後の議論を行っていく上での視点や考え方を示す



各委員から出された意見に対し、介護保険部会を運営する立場にある、山崎泰彦部会長（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授）、岩村正彦部会長代理（東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、今後の議論を行っていく上での視点等を示しました。

山崎泰彦部会長は、後期高齢者医療制度等の政策議論は、与野党、研究者の中では対立している一方で、介護保険制度は対立しておらず、今も国民的な支持のある保険制度として大切にしていきたいと述べ、その上で、「今回の介護保険法改定においては、前回の改定から引き継ぐもの、おもいきって改定していくことを見極め、前回

の改定で誤ったことは素直に謝り見直していくことが必要」と、議論を行っていく上での視点を示しました。

岩村正彦部会長代理は、介護保険制度を担保するのが要介護認定システムと区分支給限度額であると強調し、要介護認定制度は介護保険の要であり根幹部分であるため、どのような方向にするのかは慎重に検討することが必要であると考えを述べました。さらに今後の議論を行っていく上で、「介護保険制度を持続可能にするためには、財源に裏付けられた意見でないと議論は空論になる。もっと公費を増やせと意見が出るが、税の財源をどこから持ってくるのかのコンセンサスを示さないと増やせとはならない。公費負担とは国が出しているのではなく国民からの税負担であり、税は誰が出しているのかを意識すべき。公費負担を増やせば誰かの税負担が増えるものである。感覚的な意見・議論ではなく、データに基づいた意見を出すことが必要」と、各委員に対し今後の議論を行う上で、財源やデータに基づいた意見を述べるよう注文しました。

確かに財源論に基づいた検討も必要ですが、本来、必要な制度は何かということを検討した上で財源を考えることが必要であり、さらに、財源を考えるのは政治が行うことです。このように、財源の枠内で介護保険制度を設計してきたことが、保険あって介護なしの状況をもたらした原因となっています。

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp